

介護保険べんり帳 第9期版（令和6～8年度）の内容変更について

老齢基礎年金（満額）の1年間の支給額が、794,500円から809,000円となることに伴い、令和7年度から介護保険料等における基準額が見直されました。

介護保険べんり帳に記載の **80万円** の記載は、**80万9千円に変更**になります。

① P11 高額介護（予防）サービス費

80万9千円に変更

自己負担の限度額(月額)	
区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年のその他の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円 以下の方など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方など	15,000円(個人)

② P21 特定入所者介護（予防）サービス費

80万9千円に変更

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)						
利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金などの資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)			食費施設
			ユニット型個室	ユニット型個室的多居室	従来型個室	
1	生活保護受給者の方など	要件なし	820円	490円	490円(320円)	0円 300円
	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(380円)	
2	前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が 80万円 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円 430円
			880円	550円	550円(480円)	
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が 80万円 超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円 430円
			1,370円	1,370円	1,370円(880円)	
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円 430円
			1,370円	1,370円	1,370円(880円)	

令和7年8月から適用

③ P24・25 介護保険料

80万9千円に変更

介護保険料はきちんと納めましょう。

あなたの介護保険料は？

50% 公費(税金)
23% の保険料
27% 40~64歳の方の保険料

福生市の令和6~8年度の介護保険料の基準額 74,100円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、8段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下	基準額 × 0.435	32,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	50,800円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	基準額 × 0.85	63,000円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	74,100円(基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.15	85,200円
第7段階	120万円以上125万円未満の方	基準額 × 1.20	88,900円
第8段階	125万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	96,300円

令和7年度介護保険料から適用